

一般社団法人日本衛生検査所協会 役員選任規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）の役員（理事及び監事）（以下「役員」という。）の選任については、この規程に定めるところにより行う。
なお、この規程は、一般社団法人日本衛生検査所協会の定款第23条に基づく役員の選任に関し、必要な事項を定めるものである。

(役員選考委員会等)

第2条 役員候補者を選考するため、本協会に役員選考委員会を、本協会各支部（以下「支部」という。）に役員選考支部委員会をそれぞれ置く。

(役員選考委員会)

第3条 役員選考委員会（以下「委員会」という。）は、委員9人で構成する。
2 委員は、各支部から役員選考支部委員会の推薦する各1人を、様式第1号の役員選考委員会委員推薦書により届出し、会長が委嘱する。
3 委員会に、委員長1人を置く。委員長は、委員の互選により選任する。

(役員選考支部委員会)

第4条 役員選考支部委員会（以下「支部委員会」という。）は、委員5人で構成する。
2 委員は、幹事会で選任する。
3 支部委員会に、支部委員長1人を置く。支部委員長は、委員の互選により選任する。

(役員選出基準)

第5条 役員は、別紙の役員選出基準により、原則70歳未満の者を正会員（会員代表者）及び学識経験者等から選出する。
2 支部委員会は、委員会に対し、支部から選出することとされている数の役員候補者を支部役員の中から選出し、様式第2号の本部役員候補者推薦書により届出る。
3 役員候補者の推薦に当っては、その支部の会員の総意が反映されるよう、支部総会に諮って決定しなければならない。
4 従事者の総数（同一法人が経営する衛生検査所が2以上入会している場合は、その総数）が1千人以上の法人の代表者は、委員会に対し、支部選出理事とは別途に、法人内の会員代表者の中から各1人の理事候補者を、様式第3号の本部役員候補者推薦書により届出る。
5 本部事務局は、現任の会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事と協議し、委員会に対し、学識経験者等の役員候補者を、様式第4号の本部役員候補者推薦書により届出る。

(役員候補者名簿)

第6条 委員会は、支部委員会、従事者の総数が1千人以上の法人の代表者及び本部事務局からの推薦に基づき、総会において選任する役員についての役員候補者名簿を作成する。

(役員を選任)

第7条 委員長は、前条に定める役員候補者名簿を総会に提出する。

2 次期役員は、この役員候補者名簿の承認を得ることにより選任する。

(役員定年)

第8条 役員定年は、原則満70歳とし、任期中に定年に達した場合は、任期満了までその職務を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、支部又は本部が推薦する場合には、総会において役員継続を審議する。

(会長選定)

第9条 定款第23条第3項に則り、理事会の決議により理事の中から選定する。

2 会長の候補者は、立候補及び推薦により求める。

3 立候補者が1人の場合は、過半数の承認をもって、立候補者を会長に選定する。

4 立候補者が2人以上の場合は、投票により選定することとし、最高得票者を会長に選定する。

5 立候補者がいない場合は、理事相互に会長候補者を推薦し、過半数の承認をもって、その候補者を会長に選定する。

6 会長の候補者選出に関する必要な事項は別に定める。

(副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定)

第10条 定款第23条第3項に則り、理事会の決議により理事の中から選定する。

2 副会長は、次期会長に選定された者がその候補者を推薦し、過半数の承認をもって選定する。

3 専務理事、常務理事及び常任理事は、次期会長及び副会長に選定された者が協議してその候補者を推薦し、過半数の承認をもって選定する。

(後任役員選任、選定)

第11条 役員が任期途中で辞任した場合等の後任の役員については、次により選任する。

(1) 各支部から選出する役員の場合は、辞任等をした役員が選出されている支部の幹事会において、支部長の提案により後任者を推薦し、総会において選任する。

(2) 従事者数1千人以上の法人から選出されている理事の場合は、辞任等をした役員が選出されている従事者数1千人以上の法人の代表者が後任者を推薦し、総会において選任する。

(3) 学識経験者等の役員の場合は、本部事務局が、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事と協議して後任者を推薦し、総会の承認を得て選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事が任期途中で辞任した場合等の後任者の選定については、そのつど理事会で選定する。

(本規程の改廃)

第12条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から適用する。
この改定は、平成14年 4月 1日から実施する。
この改定は、平成16年 4月 1日から実施する。
この改定は、平成18年 1月14日から実施する。
この改定は、平成25年 4月 1日から実施する。
この改定は、平成26年 4月 1日から実施する。
この改定は、令和 4年 6月 1日から実施する。

役員選出基準

1 理事の選出

理事は、次表により選出する。

区 分			理事の定数
正会員から選任する理事	支部が推薦する理事	北海道支部	2
		東北支部	1
		関東甲信越支部	7
		北陸支部	1
		中部支部	2
		近畿支部	4
		中国支部	1
		四国支部	1
		九州支部	3
		計	22
	従事者数1千人以上の法人が推薦する理事		5
合 計		27	
学識経験者等の理事			5
総 計			32

2 監事の選出

監事は、次表により選出する。

区 分			監事の定数
正会員から選任する監事	支部が推薦する監事	関東甲信越支部	1
		近 畿 支 部	1
		計	2
学識経験者等の監事		学識経験者等	1
総 計			3

様式第1号

役員選考委員会委員推薦書

氏名	衛生検査所名	
	名称及び所在地	法人役職

役員選考委員会の委員として、上記の者を推薦します。

令和 年 月 日

日本衛生検査所協会

_____支部 役員選考支部委員会

委員長_____印

一般社団法人日本衛生検査所協会
会長 殿

本部役員候補者推薦書

役職	氏名 (会員代表者)	衛生検査所名	
		名称及び所在地	法人役職
理事			
監事			

役員候補者として、上記の者を推薦します。

令和 年 月 日

日本衛生検査所協会

_____支部 役員選考支部委員会

委員長_____印

一般社団法人日本衛生検査所協会
役員選考委員会委員長 殿

本部役員候補者推薦書

(従事者数1千人以上の法人)

氏名 (会員代表者)	衛生検査所名	
	名称及び所在地	法人役職

理事候補者として、上記の者を推薦します。

令和 年 月 日

法人の名称 _____

代表者名 _____ 印

一般社団法人日本衛生検査所協会
役員選考委員会委員長 殿

本部役員候補者推薦書

(学識経験者等)

役職	氏名	所属・衛生検査所名等
理事		
監事		

役員候補者として、上記の者を推薦します。

令和 年 月 日

一般社団法人日本衛生検査所協会
本部事務局

事務局長 _____ 印

一般社団法人日本衛生検査所協会
役員選考委員会委員長 殿